

～離婚届を出される前に～

2023/12/1

離婚について、これからどのようにしていこうか悩まれている方の心の葛藤は、計り知れないものがあります。離婚を決断される前に、不安や悩み、手続き等について下記の窓口までご相談ください。相談窓口により事前予約が必要な場合がありますので、それぞれの相談窓口等にお問い合わせください。

また、法務省が発行している養育費等に関する「子どもの健やかな成長のために」というパンフレットがホームページから確認できますのでご覧ください。

【相談窓口一覧】

相談内容	実施機関	相談窓口	相談方法・電話番号	相談日および相談時間	費用
離婚や家族のこと	市	男女共同参画推進センター「アルザにいがた」	<電話相談> 025-245-0545 <面接相談> 上記電話相談で初回予約	<電話相談> 水曜・日曜 午前10時から午後3時30分 金曜 午後2時から午後7時30分 <面接相談> 要予約	無料
	公益団体	FPIC新潟ファミリー相談室	<電話相談>(無料) 050-1871-2050 <面接相談> 要予約(有料)	月曜から金曜 午前10時から午後4時	一部 有料
法律問題全般に関すること (弁護士相談)	民間	法テラス新潟	<電話での情報提供> 0570-078328 <面接相談> 要予約 (所得により有料)	月曜から金曜 午後9時から午後5時	無料 所得制限あり
	市	広聴相談課 市民相談室	<面接相談のみ> 電話にて要予約 025-226-1025	第1から第4月曜および第1・3水曜 午後1時15分から午後4時15分 第1・3金曜 午前9時から正午	無料

相談内容	実施機関	相談窓口	相談方法・電話番号	相談日および相談時間	費用
法律問題全般に関すること (弁護士相談)	市	北区役所 区民生活課	<面接相談のみ> 電話にて要予約 025-387-1295	第1および第3火曜 午後1時15分から午後4時15分	無料
		東区役所 区民生活課	<面接相談のみ> 電話にて要予約 025-250-2235	第2および第4火曜 午後1時15分から午後4時15分	無料
		江南区役所 区民生活課	<面接相談のみ> 電話にて要予約 025-382-4203	第1および第3木曜 午後1時15分から午後4時15分	無料
		秋葉区役所 区民生活課	<面接相談のみ> 電話にて要予約 0250-25-5674	第2および第4金曜 午後1時15分から午後4時15分	無料
		南区役所 区民生活課	<面接相談のみ> 電話にて要予約 025-372-6105	第2および第4水曜 午後1時15分から午後4時15分	無料
		西区役所 区民生活課	<面接相談のみ> 電話にて要予約 025-264-7211	第2および第4木曜 午後1時15分から午後4時15分	無料
		西蒲区役所 区民生活課	<面接相談のみ> 電話にて要予約 0256-72-8317	第3水曜 午後1時15分から午後4時15分	無料
公正証書等に関すること (公証人相談)	市	広聴相談課 市民相談室	<面接相談のみ> 電話にて要予約 025-226-1025	水曜 午前10時から正午	無料
ひとり親家庭の 制度や手当等に関すること	市	各区役所 健康福祉課	北 区:025-387-1335 東 区:025-250-2331 中央区:025-223-7236 江南区:025-382-4353 秋葉区:0250-25-5683 南 区:025-372-6351 西 区:025-264-7343 西蒲区:0256-72-8369	月曜から金曜 午前8時30分から午後5時30分	無料
		こども家庭課	025-226-1201	月曜から金曜 午前8時30分から午後5時30分	無料

～親権について～

「親権」とは、子ども利益のために、監護・教育を行ったり、お子さんの財産を管理したりする権限で、離婚する場合は父母のうち一方を親権者と定めることとされております。未成年のお子さんがいらっしゃる夫婦の離婚では、離婚届を提出される際に、お子さんそれぞれの親権者を定める必要があります。

～養育費について～

養育費は、お子さんに対する費用のことで、衣食住等の生活に必要な経費となり、教育費や医療費なども含まれ、子どもの生活の基盤であり権利です。そして、お子さんにとって経済的な支援を得られるだけでなく、別居している父母の一方とのつながりを感じられるという意義もあります。相談に関して事前予約の必要な場合がありますので、相談窓口等にお問い合わせください。また、父母の話し合いで意見がまとまらない場合などは、弁護士等の法律相談をご利用ください。なお、必要に応じて法務省が発行している「子どもの健やかな成長のために」の4ページをご参照ください。

【相談窓口一覧】

相談内容	実施機関	相談窓口	電話番号	相談日および相談時間	費用
養育費に関すること	公益団体	ひとり親家庭等 就業・自立支援 センター	<電話相談> 025-281-5546 <面接相談> 要予約 ※弁護士相談あり <メール相談> info@niigatakenbore n.jp	月曜から金曜 午前9時30分から午後4時30分 ※弁護士による法律相談 毎月第4木曜 午後5時から午後8時 (30分無料) 事前要予約	無料
		FPIC新潟ファミリー 相談室	<電話相談>(無料) 050-1871-2050 <面接相談> 要予約(有料)	月曜から金曜 午前10時から午後4時	一部 有料
		養育費相談 支援センター	<電話相談> 03-3980-4108 0120-965-419 <メール相談> info@youikuh.or.jp	<電話相談> 平日(水曜日を除く) 午前10時から午後8時 水曜日(祝日を除く) 正午から午後10時 土曜および祝日 午前10時から午後6時	無料

～親子交流について～

親子交流は、お子さんと離れて暮らす父母の一方が、お子さんと会うことや、電話や手紙などで定期的、継続的に交流をもつことを言います。親子交流は、お子さんの健全な育成など福祉的観点から行うものです。必要に応じて法務省が発行している「子どもの健やかな成長のために」の5ページをご参照ください。

【相談窓口一覧】

相談内容	実施機関	相談窓口	電話番号	相談日および相談時間	費用
親子交流に関すること	公益団体	FPIC 新潟ファミリー相談室	<電話相談>(無料) 050-1871-2050 <面接相談> 要予約(有料)	月曜から金曜 午前 10 時から午後 4 時	一部 有料
		養育費相談支援センター	<電話相談> 03-3980-4108 0120-965-419 <メール相談> info@youikuh.or.jp	<電話相談> 平日(水曜日を除く) 午前 10 時から午後 8 時 水曜日(祝日を除く) 正午から午後 10 時 土曜および祝日 午前 10 時から午後 6 時	無料

～財産分与・年金分割について～

財産分与は、離婚するときに夫婦が協力して得た財産を清算することを言い、婚姻前から所有していた財産や相続財産は含みません。財産分与は請求期間が2年となっており、また負債などのマイナスの財産も対象となりますので注意が必要です。必要に応じて、専門機関をご利用ください。

年金分割は、夫婦の同意や家庭裁判所の決定で分割割合（1／2以内）を決めることができます。離婚後、2年を経過すると請求できなくなるなど、年金制度には様々な条件がありますので、制度に関する内容は年金事務所等にお問い合わせください。また、必要に応じて弁護士等の法律相談をご利用ください。

～家庭裁判所について～

家庭裁判所では、家庭内の紛争に関することや子どもに関する手続きを取り扱っています。そこで、家庭裁判所の手続きを利用しやすいものとするために、「家事手続案内」を行っています。

家庭内における問題を解決するために家庭裁判所の手続きを利用できるかどうか、利用できる場合にはどのような申し立てをすればよいかなどについて説明、案内（1件につき概ね20分以内）をしています。また、利用される方が申し立て手続きを円滑に行えるように、家事事件の手続きについて案内し、申し立てにあたって必要な費用などについて説明しています。

【お問合せ先：新潟家庭裁判所 家事訟廷事務室 025-333-0131】